

## 夏季冷房設備用自家発電機等賃貸借契約仕様書

本仕様書は、賃貸借契約により納入する自家発電機等の仕様を示すものである。

本仕様書に示す性能及び機能等は主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、自家発電機として備えるべき事項については仕様に含まれるものとする。

### 1. 基本的事項

- (1) 自家発電機は確実に動作するものであること。
- (2) 自家発電機の取扱説明等は日本語により表記されていること。

### 2. 自家発電機等の仕様について

#### (1) 賃貸借物件

品名	規格寸法	数量	備考
発電機	90/75KVA 以上	3 台	
ガードフェンス	1.8m×1.8m	11 枚	うち 1 枚は扉付き
防音対策（防音シート等）	5m の高さで発電機の四方を囲う	一式	

#### (2) 付帯事項

- 賃貸借物件の搬入、設置・調整、撤去に要する費用は、契約業者の負担とする。
- 賃貸借物件には動産保険を付すこと。この保険料は契約業者の負担とする。
- 自家発電機と冷房設備（3 回路・34 台分）の接続及び取り外し、冷房設備稼働確認を契約業者の負担で行うこと。なお、使用開始前検査費用は県が直接支払う。

### 3. 保守等

- (1) 自家発電機の供給及び稼働については、契約業者が責任を負うこととする。
- (2) 自家発電機が故障する等の不具合が発生した場合には、連絡を受けて 30 分以内に自家発電機設置現場に到着し、修理対応できる体制を整えること。
- (3) (2) に掲げる保守については、土曜・日曜・祝日を含む毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間を対象とする。
- (4) 修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、県と協議の上、代替物の提供等により、速やかに県が冷房設備を利用可能な状態を確保すること。

### 4. 設置場所

長岡高等学校 小体育館南側の敷地

### 5. 賃貸借契約期間

令和 8 年 6 月 1 5 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

なお、契約期間初日から正常な状態で稼働出来るよう、事前に設置・調整期間を設けること。

### 6. 設置・撤去作業等について

#### (1) 設置に関する留意事項

- 設置作業の日程は県の担当職員と事前協議すること。
- 自家発電機を設置する際は、県の担当職員の指示に従い、指定された場所に設置すること。
- 設置時及び必要に応じて自家発電機の適切な操作方法を指導すること。
- 設置作業に関連して知り得た事項について、他に漏らしてはならないこと。

#### (2) 自家発電機等の撤去

契約期間満了後は、速やかに撤去すること。

